

まちづくり新聞 笛吹版

令和4年新年号 発行:まちの不動産 水平リーベ 代表 樋口滝人
 ☎070-5565-4562 ✉suihei-libe@eos.ocn.ne.jp



ゴミ袋代の値下げ、商品券1万円、水道料金値上げ延期 市民の声が市政を動かしました。



【可燃ゴミ袋の代金】令和3年10月からが隣接他市と同様になりました。値下げを渋っていた市でもやっと重い腰を上げて市民の期待に応えました。弊誌キャンペーンから丸2年かかりました。

【商品券の配布】コロナ対策として他市ではすでに実施している住民全員1万円商品券配布が始まりました。これとて、市民の声が大きくなるとなって市や議会を動かした結果です。



【上下水道の値上げ】については 市民の要望に応え、その時期が予定より2年だけ先送りとなりましたが、果たして 独立採算の上下水道事業の経営に明るい展望は開けるのでしょうか。市の英知を結集した結果が楽しみです。

【ふるさと納税】令和3年度はすでに17億円余を集めています。これらは市担当者と返礼品事業者の必死の努力が実を結んでいます。4年前の平成30年度は1.75億円（同年度山梨市5億円、甲州市6.8億円）の実績に対して弊誌を含む市民の指摘で顕著な改善が見られました。

区長さんの給料 一律 年間20万円では いかが

特別職公務員として区長さんには市から毎年報酬が支払われています。算定式は125,000円+(世帯数 x 690円)。隣の山梨市では一律12万円、甲府市では無料のボランティアです。127自治会区長へ年間合計3,615万円が給与として支払われています。確かに区長さんの仕事は苦勞を伴うことがおおいのですが、区からのわずかな手当で頑張っている区長代理さんとか他のスタッフの皆さんも大変ご苦勞されているかと思えます。この報酬額の山梨県内他市では類を見ない高収入に弊誌の記事で驚かれた市民は少なくないと思われます。そこで提案ですが127自治会一律20万円で総計2,540万円になりますがどうでしょうか？ 市でも議会でもこの議論はタブーなのかな？

区長 年間報酬額	区数	摘 要
100万円以上	1	石和町唐柏区108万円
50万円以上~100万円未満	10	石和町6、御坂町1、八代町2、春日居町1
20万円以上~50万円未満	67	石和町18、御坂町15、一宮町11、八代町6、境川町8、春日居町9、
20万円未満	49	石和町1、御坂町13、一宮町16、八代町1、境川町6、春日居町8、芦川町4、

まちづくり新聞 笛吹版 Vol.14

歴史と温泉とフルーツのまち 令和4年 新年号



発行:まちの不動産 水平リーベ 代表 樋口滝人
☎070-5565-4562 ✉: suihei-libe@eos.ocn.ne.jp

生活ごみの収集は民間委託でバッチリ！



市民の生活に係る家庭から出るゴミ（事業系ではない）の収集運搬はクリーンネット笛吹協業組合という一般廃棄物処理業の許可を所持する16社から組織される民間団体に市が合併以来ずっと一括委託しています。それぞれの品目の令和2年度の収集運搬委託料は業者の見積額がそのまま委託料となっています。例えば**可燃ごみ収集料金は1か所あたり800円余**となります。生活に

密着したゴミ収集は毎年、業者が変わることを望まないとの市の方針です。市民生活に密接に係りのある大切な お仕事に感謝しています。

（下図：令和2年度実績表）

品目	数量	単価(円・税込)	金額(円)	摘要
可燃ごみ	150,384 か所	801.9	120,592,920	723 か所 x 週2回 x 2 区分 x 52 週
粗大ごみ	1,560,224kg	25.3	39,473,665	
有害ごみ	534 回	3,300	1,762,200	
資源物	2,929 台	15,400	45,106,600	
有料ごみ	6 か所	110,000	660,000	
ミックス・プラごみ	5,905 時間	5,225	30,853,625	
小型家電	184,670kg	62.3	11,502,788	コンテナ使用料、運搬料 等含
その他			2,388,540	死亡犬、猫回収
合計委託料実績			252,340,338	

民間事業者などへの補助金を 市は いくら出してるの？

市の今年度の補助金の額は総額 27 億 9 千万円で補助先は 390 か所に及んでいます。これらはすべて【各種補助金要綱】で決められています。

要綱と条例の違い：要綱（ようこう）とは法令による根拠がなく、市の内部機関における内規であって法的な拘束力はありませんし、議会の承認を必要としないので市議会議員には知らされることはありません。これに対して条例（じょうれい）とは市長が法令に反しない範囲でその権限に属する事務に関して制定し、議会の承認が必要です。以下は要綱に則り、実施されている主な補助金の内容です。

- ① **赤字補填のためのバス会社への補助** 路線バスを見るたびにひとりか数人ぐらしか乗っていないこともあるのでバス会社の経営大丈夫かなと心配していた人もいますが、安心してください。公共交通としての重要な役割のため赤字路線に国と県及び市が補助金を交付してバス会社の経営を側面から支援しています。令和 2 年度実績で笛吹市内の運行に対して山梨交通(株)には国から 1,800 万円、県から 908 万円、市から 630 万円の合計 3,338 万円。富士急バス(株)には 443 万円（国、県の補助なし）また(株)栄和交通には 180 万円の市からの補助です。補助金額の算定は決算時に経費や予想利益を含めた収入に足りない金額（赤字分）に笛吹市内を走行した路線距離割合をかけた額です。なお、他市でも補助を実施しています。



- ② **笛吹市社会福祉協議会への補助** 毎年 3,250 万円を上限としています。社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。なお、この補助金は他の民間福祉団体のデイサービスなどバッティングする同様な事業に利用することは禁止です。民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、「福祉のまちづくり」の実現をめざした地域の福祉増進に取り組んでいます。

- ③ **保育所等整備事業への補助金（園舎建設）** 市内には公立保育所が 11 園、私立が 16 園あります。そのうち本年度は石和町内の私立幼保連携こども園が 2 か年にわたる園舎建設のために建築事業費 4 億円余のうち国が 1/2、市が 1/4、保育園で 1/4 を出して新たな園舎を建築中です。本年度は市と国からの補助金は合計 2 億 1,120 万円です。保育園側で 7 千万余を拠出します。来年度はさらに県と市から 1 億円、保育園から 3 千万円が拠出予定です。子供たちも楽しみにしています



- ④ **観光事業補助金** 笛吹市観光物産連盟へ 1 億 1,938 万円の補助金を上限として拠出しています。これも「笛吹市観光連盟活動費補助金要綱」に決められています。市の観光行政は観光物産連盟に観光行事と事業を丸投げしており、観光都市を標榜する笛吹市は行政としてのオリジナルで目新しい斬新な企画、立案に乏しく指導性も欠けるため 誘客のチャンスを減らしているのが現状です。

- ⑤ **行政区敬老事業助成金** 高齢者の長寿を祝い老人福祉の増進を図る目的で各自治会の敬老事業に対して補助金を交付するもので、コロナ禍での令和 2 年度の予算は上限額 33,170,000 円。うち申請した 120 の自治会が利用した金額が 31,447,330 円でした。余ったからと言って返還した自治会が 18 団体で残り 102 団体が使い切ったとのことです。

「地縁の団体」になって公民館や土地を所有しよう

区の財産を増やし、事業量の拡大や公民館の補修費、緊急対応に備えて

笛吹市内 127 自治会のうち 4 分の 1 の 32 区が地縁の団体として市から法人認定されている。

地縁の団体に認定されていない自治会には利用している公民館、土地の所有はできません。したがって、公民館などは無戸籍となっており所有権を登記したひとが所有できる。なお、認定された自治会の所有する不動産は固定資産税が免除です。以下の表は 地縁の団体として認定された区の不動産所有状況

凡例： 地縁の団体が所有する ● 市が所有する ● 民間が所有する ▲ 所有者なし ●

番	町名	認定団体名	公民館等の所有者	土地所有者
1	石和町	小石和区自治会	●	●
2	御坂町	八千蔵区	●	●
3		下野原区	●	●
4		坂野区	●	●
5		竹居自治会	●	●
6		尾山区	●	▲
7		笛吹市大野寺区	●	●
8		笛吹市戸倉区	●	●
9		笛吹市道場・駒留区	●	●国土交通省
10		夏目原区	●	●
11		若宮区	▲	▲
12		下成田区	●	●
13		金川原区	●	●
14		一宮町	上矢作区	●
15	下矢作区		●	●
16	金田区		●	●
17	坪井区		●	●
18	一宮町小城区自治会		●	●
19	一ノ宮区		●	●
20	北都塚区		●	●
21	北野呂区		●	●
22	中尾区自治会		●	▲神社
23	八代町	笛吹市八代町岡第 1 組第 2 組自治会	●	●
24		笛吹市八代町竹居門林部	●	●
25	春日居町	徳条区	●	●
26		熊野堂下区	●	●
27		下岩下区	●	●
28		国府区	●	▲
29		枝郷区	▲	●
30		鎮目区	●	●
31		別田区	●	●
32		桑戸区会	●	●
	境川町	無	—	—
	芦川町	無	—	—

なお、自治会によってはごみ処理施設などの迷惑施設にともなう代償として区のゴミ集積場を管理利用している場合、その土地は市の所有地として登記されていても 認可団体ならば所有権の移転が可能。